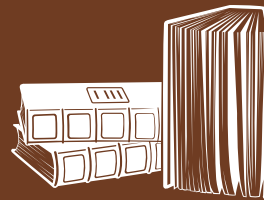




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

水没歴ある中古車の買主に、錯誤無効による代金の返還請求が認められる一方、売主への代車の返還遅滞による損害賠償義務が認められた事例

個人により新車登録後間もないまた走行距離も少ない自動車が中古販売業者Yに販売され、これをYから購入した個人会社Xが、水没歴のある冠水車であるとして錯誤無効（2017年改正前民法適用事例）を主張して代金の返還を求めた事例である。購入前の水没歴が認められ、また、「前所有者の使用態様等により通常生じる瑕疵」について異議を述べないという特約は水没車両には適用されないとして、錯誤無効が認められ代金の返還請求が認容された。他方、売主が反訴として主張した、無償で提供していた代車の返還遅滞による損害賠償請求が一部認容されている。

（前橋地方裁判所太田支部令和5年9月20日判決、LLI/DB）

原告：X（個人会社）
被告：Y（中古車販売会社）
C：被告店舗Y甲店従業員
D：Yに本件自動車売却した個人

事案の概要

1. 売買契約まで

（1）Dから購入し販売された自動車

Yは、D（個人。Yにより訴訟告知がされている）から、本件中古自動車（以下、本件自動車）を購入した。Dは、本件自動車を2018年6月23日に新規登録し、2018年10月9日から使用したが、間もなく（期日不明）、Yに売却した。X代表者は、本件自動車を試乗するなどして実車を確認せず、パソコン上の画面でY甲店（Dが売却したのとは別の店舗）の本件自動車を選択して購入を決意した。

（2）Dによる販売の不自然さ

本件自動車は、2019年1月にYよりXに販売された時点では、新規登録から半年程度が経過したのみで、走行距離も約1,525kmであった。本件自動車内のグローブボックスに保管さ

れた定期点検記録簿は白紙の状態であり、自動車損害賠償責任保険証明書についても2018年12月10日に再交付されたものであった。

2. 売買契約の内容

本件売買のXのYに対する総支払額は292万9624円である。Xは、2019年1月15日に頭金4万8482円と下取車両充当金として35万円の合計39万8482円を支払い、その余の残金について、Yが提携するEの自動車ローンを利用した（Xの総支払い額はEに対する分割手数料の支払いを合わせると356万8901円）。

3. 水没車と発覚

X代表者は、2020年10月5日（購入より1年9か月後）、本件自動車を運転して、停車中に、追突されるという事故に遭い、板金修理をするため、同月15日頃、本件自動車を自動車修理工場Fに預けた。本件自動車は、板金修理がされた後、電気系統の故障が発覚し、トランスミッショ



ンも破損していることが発覚した。本件自動車は、ディーラーBに運ばれて点検がされたところ、過去に水没した痕跡があることが判明し、電飾部品の劣化が進み漏電したと認められた。Fは、Yにその旨連絡をし、Y甲店のCは、本件自動車の故障の原因を確かめるため、ディーラーBを訪れ、本件自動車をY甲店に引き上げた。Cは、本件自動車を検査したところ、本件自動車には水没した痕跡があることを発見し、X代表者にその旨を報告した。

4. その後の協議

(1) 2020年10月24日の協議

X代表者は、同年10月24日、Y甲店において、Cと本件自動車の取扱いについて協議をした。X代表者は、Cに対し、本件自動車を気に入っており、今後も乗り続ける意思があること、本件売買の際、特別にロングラン保証を付けていたのであるから、Yにおいて無償で完全に修理をしたうえで返還するよう求めた。これに対し、Cは、水没がいつの時点で生じ、具体的にどのような不具合が生じているのか検査することは別途有償となる、現状のまま本件自動車を相場の価格(水没車として30万円程度)で買い取るので、改めてYから車を購入するよう提案した。X代表者はこれを拒否した。

(2) 2020年12月27日の協議

X代表者とCは、2020年12月27日、再度協議し、Cは、Yにおいて検討した結果、誰が水没させたのか不明である以上、Yには責任がないので、Xの求める対応については応じられない旨を述べた。

5. 代車について

(1) 2020年10月24日借受け

X代表者は、この間、Fから代車の提供を受けていたが、2020年10月24日、これをFに返還し、Yから、改めて、代車(以下、本件代車)の提供を受けた。本件代車の提供期間については、本件自動車の取扱いが決まるまでの期間を前提としていたため、期限を定めなかった。

(2) 2021年3月26日に返還請求がなされる

Yは、協議が成立する見込みがないため、2021年3月26日付けの書面により、Y甲店名義で、Xに対し、同書面到達後10日以内に、Xに対して本件代車の返還を求めた。Xは、これに対し、本件自動車について修理をせずに動かないまま返還することについては納得がいかないとして、本件代車の返還を拒絶した。

(3) 2021年9月7日に返還

Yは、2021年9月7日、所轄署の警察官4名を伴い、X代表者に対し、本件代車の返還を求めた。X代表者は、これを契機として本件代車を返還した。

6. 瑕疵についての特約条項

Yが本件売買において発行した注文書には、「購入者は、車両の引渡しを受ける際、注文した自動車と相違なく、車両の装備・外観等が良好な状態にあることを確認した上、引渡しを受けるものとし、引渡しを受けた後は、引渡し時に確認可能であった事項については、異議を述べないものとする」(特約事項第9条1項)、「車両が中古車である場合、プライスボード、車両状態を表示した書面若しくは整備明細書に表示の走行距離・前所有者の使用態様等により通常生じる瑕疵について、Xは一切異議を述べないものとする。ただし、Yが発行する保証書が添付されている場合は、その範囲で保証が受けられるものとする」(同条2項)という条項がある。

7. Xによる訴訟提起、Yによる反訴請求

XがYに対して、本件売買契約の錯誤無効等を理由にして、代金の返還請求また請求時からの法定利率での遅延利息の支払いを求め、Yが反訴として、代車の返還が遅れたことによる損害賠償を求めた。4つの争点が問題とされるが、下記理由ではそのうち3つにつき判断される。



理由

1. 瑕疵についての特約条項(適用否定)

Yは、本件自動車の水没歴は、本件売買契約の



特約事項第9条2項にいう「前所有者の使用態様等により通常生じる瑕疵」に該当する旨を主張する。しかし、一般に自動車が冠水ないし水没することが通常の使用により生じるとは到底いえないことなどから、X主張に係る本件自動車の水没歴が「前所有者の使用態様等により通常生じる瑕疵」に該当するとはいえない。

2. 本件売買契約の効力

Xは、本件自動車は、本件売買の前の時点で水没事故に遭っており、本件売買契約は、錯誤、詐欺又は公序良俗に反する旨を主張する。

(1) Yの買取りに際する注意義務の懈怠(著しい懈怠あり)

a. 特段の事情

本件売買の時点では、本件自動車は、2018年6月23日に新規登録され、半年程度が経過したのみで、走行距離も約1,525km程度の新車にほぼ近い状態であったにもかかわらず、本件自動車内のグローブボックスに常備保管されることが通常である自動車損害賠償責任保険証明書が2018年12月10日に再交付されたものであったことからすれば、YがDから購入した時点で、本件自動車について不審な点があったことが否定できない。また、同じくグローブボックスに保管された定期点検記録簿についても白紙の状態であった。

b. 義務違反の評価

以上のことから、Yにおいては、Dから本件自動車を買取った際に、とりわけ慎重に整備状況や修復歴等を確認する必要性が高かった。YのXに対する本件自動車の転売時の注意義務懈怠は著しいものといえる。

(2) 本件売買時に水没事故に遭遇していたか(肯定)

Xが本件自動車を水没ないし冠水させたと認めるに足りる証拠はなく、また、X自らが本件自動車について水没させたことがあったとは疑わせる事情があるとはいえない。本件自動車がいつの時点で、水没事故に遭遇したのか適確に認

めるに足りる証拠はないものの、本件売買の時点で、本件自動車が既に水没事故に遭遇していたと認めるのが相当である。

(3) 錯誤無効(肯定)

Yは、本件売買においては、本件自動車について水没事故に遭遇したいわゆる冠水車であることを表示ないし説明せずに契約したことになり、Xにおいても、本件自動車について冠水車であるとの認識が全くないこととなることから、契約の重要部分に錯誤があることは明らかであり、改正前民法95条に基づき、本件売買契約は無効である(Xは本件自動車の購入に際する車両の下取りについてはその無効は主張していない)。

(4) 認容額の判断

本件売買契約において、XがYに対して支払った総額は292万9624円であるから、同金額の限度で理由がある。Xは遅くとも2021年9月7日までは、本件自動車が修理されることを前提にして、本件代車の使用を継続し、Yに対し本件自動車の修理を求めてもいたのであるから、Xの錯誤無効の意思表示については、少なくとも同日頃までは明確ではなかったといえる。そうすると、XのYに対する不当利得についての利息の請求については(民法704条)、Yが悪意と認められる同年9月8日以降の限度で認められる。

よって、Xは、Yに対し、292万9624円及びこれに対する2021年9月8日から支払い済みまで年5分の利息を求める限度で理由がある。

3. 本件代車の使用相当損害金の発生

(1) 使用貸借契約の終了時

Yは、Xに対し、2021年1月の時点で、新たに自動車の購入を迫り、本件自動車の返還を拒むなどの対応を取っており、以後も、本件自動車の修理や取り扱いについて協議が継続していたことが認められる。本件使用貸借契約は、同年3月26日付けの本件代車返還等要求書面の到達日から10日を経過した同年4月5日に終了し



たものと認められ、同日より本件代車について使用相当損害金の発生が開始した。

(2) 返還遅滞による損害賠償請求権

本件代車の1日当たりの使用相当損害額は6050円を相当と認められ、2021年4月5日から返還を受けた同年9月1日までの150日間、発生したことになる。よって、Yの請求は、Xに対し、不当利得返還請求権に基づき、90万7500円及びこれに対する反訴状送達の日翌日である2022年5月26日から支払い済みまで民法所定の年3分の割合による利息の支払いを求める限度で理由がある。

5. 結論(本訴、反訴とも認容)

①XのYに対する本訴請求は、292万9624円及びこれに対する2021年9月8日(錯誤無効の意思表示が明確になった時点)から支払い済みまで年5分の利息を求める限度でこれを認容し、その余の請求を棄却し、②Yの反訴請求は、Xに対し、不当利得返還請求権に基づき、90万7500円及びこれに対する反訴状送達の日翌日である2022年5月26日から支払い済みまで民法所定の年3分の割合による利息の支払いを求める限度でこれを認容する。

解説

1. 責任制限特約

本件売買契約の特約事項の「前所有者の使用態様等により通常生じる瑕疵について、Xは一切異議を述べない」という規定につき、本判決は、水没歴が「前所有者の使用態様等により通常生じる瑕疵」に該当するとはいえないとその適用を否定した。免責を否定した結論に異論はないと思われる。

2. 錯誤無効1(要件論)

(1) 動機の錯誤(基礎事情の認識の錯誤)

本件自動車は中古車であるため特定物売買である。Xは、水没歴を知らず、もし知っていれば購入していなかったのであり、動機の錯誤が問題になる。改正前の錯誤規定によれば、判例は、

動機の錯誤の事例について無効が認められるためには、錯誤表意者が動機を表示し法律行為の内容になっていたことを要求する。本件では、Xは水没歴を知らずまたそのような瑕疵のない自動車だから購入することは黙示に表示されており、またそのような瑕疵のない売買であることは契約内容になっていたと認められる(参考判例①②)。Xに重過失も認められず、たとえ重過失があっても、共通錯誤である。この結論は2017年改正民法でも変わらない。

(2) 契約前の水没歴の証明問題

水没歴があるのに知らずに購入したという錯誤が認められるためには、売買契約前に水没していたことが必要になる。この点は、錯誤無効を主張するXが証明責任を負う。

本判決は、①Xが本件自動車を水没ないし冠水させたと認めるに足りる証拠はないこと、②本件自動車がいつの時点で、水没事故に遭遇したのか適確に認めるに足りる証拠はないが、本件売買の時点で既に水没事故に遭遇していたと認めるのが相当であるとした。

3. 錯誤無効2(効果論)

(1) 無効になる時期

a. 改正前民法(返還請求時から遅滞)

改正前民法95条では錯誤による意思表示は相対的無効とされ、これは無効・取消しを区別する立法では取消しになる。無効の主張(要するに取消しの意思表示)が無効になるため、錯誤無効の主張から無効になり代金返還請求が成立し、その返還請求により遅滞になる(民法412条3項)。これが本判決の解決である。

b. 改正民法(代金受領時より利息を付ける)

改正民法では、錯誤は取消しになり(民法95条1項)、また、代金の返還について原状回復義務を負うことが明記された(民法121条の2第1項)。利息については、解除についての民法545条2項のような規定は置かず解釈に任せた。錯誤の相手方については、民法545条2項の類推適用が考えられ、かなり変更される。



(2) 使用利益の返還

Xは本件自動車を1年8か月程度使用しており、Yに対し、当該使用利益を返還する義務があるものの、Yにおいてその旨の主張をしていないことから、上記認定金額から使用利益を控除することはしないと判示されている。控訴審では、Yがこの点を主張し判断が求められよう。この点、いつ事故が生じるか分からない水没車であり、使用利益を否定することが考えられる。

4. 代車の使用貸借の終了時期

(1) 改正前民法

Yが本件自動車を保管していたが、Xは本件自動車の修理また返還を求め、Yは本件自動車は走行できる状況ではないとしてこれを拒否し、買取り、別の自動車の購入を提案し協議がまとまらないまま、代車を無償で提供していた。Xは、事故後にFから提供を受けていた代車を、2020年10月24日にFに返還し、Yから改めて本件代車の無償での提供を受け、期間の定めはなかった。本判決は、10日以内の返還を求める2021年3月26日付けの本件代車返還等要求書面の送付を有効と認め、10日を経過した同年4月5日に契約が終了したと認める。

(2) 改正民法

改正民法では民法旧597条2項但書は、民法598条1項になっている。**参考判例③**は、建物の建築まで仮の住居としてなされた建物の使用貸借は、建物が通常予想される工事期間を相当程度超えれば退去が求められる、**参考判例④**は、家屋焼失を哀れみ建物に住ませた場合、適当な家屋を見つけるまでの一時的住居として貸したものとした。本件も、本件自動車についての紛争が終了するまでという不確定期間の使用貸借と認めることができた。

また、このような当事者の合理的意思を解釈すれば、錯誤無効の意思表示により本件自動車の売買契約が解消されたならば、無償の使用貸借の行為基礎がなくなるので、貸主は民法598条1項により使用貸借契約を解除することがで

きるものと思われる。

5. 本判決の先例としての意義

本判決が錯誤を認めたのは当然である。本判決の意義は、①Yに買取りに際して水没車であることの確認を怠ったことを、重大な落ち度と認めた点、②水没事故が購入前にあったのか購入後に生じたかの事実認定、及び、③代車を無償で借りた場合に返還遅滞になる時期について判断した点に求められる。

6. 損害賠償請求の可能性

Xは、もし本件事例で損害賠償請求を求めたならば、ローンの手数料や弁護士費用の賠償も認められた可能性がある。また、重過失で水没歴を気が付かず販売したことを不法行為といえるのかが問題になる。ただ、Xが商人なので、商法526条2項が適用になり、受領から6カ月経過による免責が適用される。原告が消費者ではないが故の問題である。

参考判例

- ①最高裁判所昭和33年6月14日判決
(民集12巻9号1492頁。粗悪のイチゴジャムによる代物弁済)
- ②最高裁判所平成21年7月17日判決
(判時2056号61頁。中古自動車売買、接合自動車であった場合)
- ③東京高等裁判所平成10年11月30日判決
(判タ1020号191頁。使用貸借)
- ④最高裁判所昭和34年8月18日判決
(集民37巻643頁。使用貸借)